

童子事件
馬事
馬壊
牛損

田辺署に告訴状を提出

田辺市「厳しい処罰を」

世界遺産・熊野古道のシンボリックな存在として親しまれていた田辺市中辺路町近露の牛馬童子像の頭部が切断された事件で、田辺市は16日、文化財保護法に違反す

るとして、被告訴人不詳のまま田辺署に告訴状を提出した。田辺市が牛馬童子像を含む熊野参詣道の管理団体であることから、厳しい処罰を求め

るため告訴した。同日午前、市教委文化振興課の福田徳一課長が田辺署を訪れて提出した。

真砂充敏市長は「牛馬童子像の損壊は、悪質な犯罪であることは言うまでもない。告訴は文化財保護の大切さについて、厳しい姿勢で対処することを示すために行った」とのコメントを出した。

文化財保護法では史跡の保存に影響を及ぼす行為をして

破壊するなどした場合、5年以下の懲役か禁固、または30万円以下の罰金を科すとしている。